

添付法令資料 4 :

先物ブローカーに対する反マネーロンダリング及びテロ資金調達の防止に係る
プログラムの実施に関する 2017 年 10 月 17 日付インドネシア共和国

商品先物取引監督庁長官規則 No.8

(目次)

同月 19 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 先物ブローカーに対する反マネーロンダリング及びテロ資金調達の防止に係るプログラム実施の義務 (第 2 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 (原文ママ) 先物ブローカーの取締役会及び監査役会による能動的監督
 - 第 1 節 取締役会による能動的監督 (第 6 条)
 - 第 2 節 監査役会による能動的監督 (第 7 条及び第 8 条)
- 第 3 章 先物ブローカーに対する顧客識別原則の実施責任者
 - 第 1 節 総則 (第 9 条)
 - 第 2 節 職務及び権限
 - 第 1 款 職務 (第 10 条)
 - 第 2 款 権限 (第 11 条)
- 第 4 章 政策及び手順
 - 第 1 節 総則 (第 12 条ないし第 14 条)
 - 第 2 節 リスク評価 (第 15 条)
 - 第 3 節 本人確認及び検証 (第 16 条ないし第 19 条)
 - 第 4 節 顧客候補者及び顧客の本人確認及び検証 (第 20 条ないし第 24 条)
 - 第 5 節 受益所有者の本人確認及び検証 (第 25 条ないし第 27 条)
 - 第 6 節 高リスクを有する顧客候補者及び顧客の本人確認及び検証 (第 28 条ないし第 34 条)
 - 第 7 節 簡易的な顧客デューディリジェンス (第 35 条)
 - 第 8 節 取引の拒絶及び事業関係の終了 (第 36 条及び第 37 条)
 - 第 9 節 アップデート及びモニタリング (第 38 条ないし第 40 条)
 - 第 10 節 書類管理 (第 41 条)
- 第 5 章 内部統制 (第 42 条)
- 第 6 章 事業所ネットワーク及び子会社における反マネーロンダリング及びテロ資金調達の防止にかかるプログラムの実施 (第 43 条)
- 第 7 章 運営情報システム (第 44 条)
- 第 8 章 人的資源及び研修 (第 45 条及び第 46 条)
- 第 9 章 報告 (第 47 条及び第 48 条)
- 第 10 章 雑則 (第 49 条)
- 第 11 章 制裁 (第 50 条)

第 12 章 経過規定（第 51 条ないし第 53 条）

第 8 章（原文ママ） 終則（第 54 条及び第 55 条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所